

東京都食品安全情報評価委員会  
平成 21 年度第 1 回情報選定専門委員会

議事録

日時：平成 21 年 7 月 1 日（水）

場所：都庁第一本庁舎 42 階特別会議室 C

## 開 会

午後 2 時 0 0 分

新井食品医薬品情報担当副参事 それでは定刻になりまして、委員の方々お揃いですのでよろしいでしょうか。

ただいまより平成 2 1 年度第 1 回目の東京都食品安全情報評価委員会の情報選定専門委員会を開催いたします。

議事に入るまででございますが、私、健康安全部食品医薬品情報担当副参事の新井が進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

東京都食品安全情報評価委員会規則第 6 条第 6 項の規定によりまして、本委員会の開催には委員の過半数の出席を必要とするとなっておりますが、本日は 5 名の委員の方々皆さんに出席いただいておりますので、無事成立しているということをまずご報告いたします。

それでは以降の進行を牛島座長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

牛島座長 今日は、よろしくお願いいたします。

では、議事に入る前に、前回の食品安全情報評価委員会の経過報告と、それから本日の資料の案内を事務局のほうからお願いいたします。

大貫健康安全課食品医薬品情報係長 それではまず、前回の食品安全情報評価委員会の経過の報告からいたします。

前回の評価委員会は 2 月 1 6 日に開催いたしました。その席上では、食品等の安全性に関する情報の検討として、キノコによる食中毒について、ご検討いただきました。

その結果、季節性にかんがみ、秋を目指して普及啓発の準備を行うこととなりました。一般の消費者に対しては、野生のキノコの採集および喫食は避けるようにという普及啓発を行い、キノコ採集をする人とはまた別に情報提供を実施していくというところで、現在資料を作成中でございます。

また、たべもの安全情報館 インターネット情報提供サイトですけど、そちらで提供する情報についてご検討いただきました。それについても現在資料を作成中でございます。

そのほか報告事項としまして、第 1 回、第 2 回の食肉の生食による食中毒専門委員会の報告をいたしました。

生食による食中毒専門委員会はその後第3回の委員会を開催いたしまして、普及啓発のための資料の作成と中間のとりまとめを行っているところでございます。

また、報告事項として、「健康食品」による健康被害事例専門委員会の報告、ウイルス食中毒予防の普及啓発について、ご報告申し上げます。

以上が前回の食品安全情報評価委員会の経過となります。

次に、本日の資料の説明をいたします。

本日の資料といたしましては、まず資料1、情報判定シート。ページ数で1ページ目となります。

次に、ページ数でいうと5ページ目から資料2の「収集情報」となります。

7ページ、資料2-1、「デコレーションケーキ等のオーナメント(飾り)の衛生学的実態調査」。

13ページ、資料2-2、「妊婦や子ども・青少年のカフェイン摂取に関するリスク評価と摂取量の助言について」。

59ページ、資料2-3、「『健康食品』と医薬品の相互作用について」。

委員限り資料といたしまして、75ページに委員限り資料1、「カフェイン水和物」。これは『第十五改正日本薬局方解説書』から取っております。

委員限り資料2、79ページ、「妊娠中の母親のカフェイン摂取と胎児発育遅延リスク：大規模前向き観察研究」。これは前の資料2-2におつけしています資料の訳文となります。

89ページ、委員限り資料3、「北欧諸国の小児および青年におけるカフェインのリスク評価」の要旨。これも英語版の訳文となります。

委員限り資料4は、「健康食品による被害の実際」。『調剤と情報』の2009年1月号からの資料となります。

97ページ、委員限り資料5。『薬と食の相互作用 上巻』から「薬と食・嗜好品の出会いで起こる有害作用」というところを委員限り資料としてつけております。

以上が本日の資料でございます。

牛島座長 どうもありがとうございました。

今の前回のご報告と、それから今日の資料について、どなたかご質問とかご意見おありでしょうか。

よろしいでしょうか。資料そろっていますでしょうか。

なければ、本委員会の公開についての確認をお願いいたします。会議は原則的に公開と

なります。ただし、「東京都食品安全情報評価委員会の運営について」の第3条の規定によれば、会議を公開することにより、委員の自由な発言が制限されるとか、公正なかつ中立的な検討に著しい障害を及ぼす場合、それから会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例第7条各項に該当する場合には、会議の全部または一部を非公開とすることができるということになっております。

今回の議事及び資料について、公開か非公開かについてご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

大貫健康安全課食品医薬品情報係長 事務局で用意した資料につきましては、委員限り資料1から5については非公開、それ以外については公開でと考えております。

牛島座長 それでは今回の会議は、委員限りの資料を除き、すべて公開ということはいかがでしょうか。ご異議はないでしょうか。

(異議なし)

牛島座長 それでは早速議事に入りたいと思います。

資料1の情報判定シートの順番に従って、食品安全情報評価委員会での検討すべき情報を選ぶために、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

資料は事前に送付されておりますので、事務局から情報評価シートの結果を交えて簡単に説明をお願いいたします。

大貫健康安全課食品医薬品情報係長 それでは、ご説明いたします。

まずテーマ1、「デコレーションケーキ等のオーナメント(飾り)の衛生学的実態調査」の資料についてご説明いたします。

7ページ、「安全情報」のページをごらんください。平成19年に米国で中国製玩具から鉛やカドミウムが検出され、多くの玩具が自主回収されました。我が国でも高濃度の鉛を検出した玩具があり、それを受けて平成20年3月におもちゃの規格基準が改正され、同じく器具容器についての規制も強化されました。

ケーキのオーナメントにつきましては、都は従来より器具容器に準じた取り扱いを指導してまいりましたが、食品衛生法上は器具やおもちゃに該当しないために、法的な規制の対象外となっております。しかし、オーナメントはケーキに直接接触する可能性とともに、乳幼児がなめたり、口に含むということが十分考えられます。そのためケーキ用オーナメントについて、材質の安全性と使用実態などについて実態調査を行いました。

9ページの平成21年度の東京都食品衛生監視員協議会研究発表の抄録「デコレーショ

ンケーキ等のオーナメント（飾り）の衛生学的実態調査」をご覧ください。

結果を簡単にまとめますと、67検体のオーナメントを検査したところ、材質に鉛、またはカドミウムが含有されていた検体は、延べ45検体。溶出試験の結果、18検体から鉛の溶出が認められました。

着色料については、21検体から着色料が溶出し、そのうち4検体からはローダミン、17検体からは許可着色料、またはローダミン以外の許可外着色料の溶出を認めました。

また可塑剤として、フタル酸ビス（2 - エチルヘキシル）が検出された検体が2検体あったということです。

洋菓子製造業者に対する調査では、オーナメントを使用する事業者80社のうち、オーナメントをフィルムなどでカバーして、直接ケーキに触れないようにしていた事業者は8社で、あとの72社はオーナメントをむき出しのまま使用していました。

以上から、ケーキ用オーナメントについては、安全性への配慮が極めて乏しいという実態が明らかになりました

7ページ、「安全情報」にお戻りください。本テーマにつきましては、菓子製造業者、オーナメント製造業者及び消費者を対象として、普及啓発が必要であるとも考えております。

3ページにおつけしました情報判定シートをごらんください。委員の皆様からは健康被害の未然防止の視点から検討に見合う情報であり、総合的検討の必要性について4名の委員の方から「必要である」との評価、ご意見をいただいております。

続いて、13ページをごらんください。テーマ2、「妊婦や子ども・青少年のカフェイン摂取に関するリスク評価と摂取量の助言について」というテーマについて、ご説明いたします。

テーマ選定の背景として、英国食品基準庁と北欧諸国が発表したカフェイン摂取に関する助言とリスク評価がございます。

15ページ、2008年11月5日付の「食品安全情報」をごらんください。英国食品基準庁は、妊娠中の女性に対して、カフェインの摂取量を1日200mgまでに制限するようにという助言を行いました。これはコーヒー2杯に当たるもので、妊娠中のカフェイン摂取は胎児の発育遅延リスク増加に関連するという研究結果に基づいたものです。

その研究報告は、19ページにオリジナルの文献、79ページの委員限り資料2に、その翻訳をおつけしました。

イギリスで2003年から2006年にかけて、妊婦さんを対象に行われた前向き

究で、妊娠期間中のカフェインの摂取量を厳密に定量化した上で、胎児の発育遅延についてのリスクについて検討したものです。

この研究の結果、母親のカフェイン摂取量が胎児発育遅延のリスク増加に関連することを明らかにしております。この調査からは発育遅延のリスクが優位に高くなる閾値というものは十分に明らかになっていませんが、摂取量100mg/day未満でリスクは低減するという結論になっております。

次に17ページ、同じくこれは2008年の11月19日付の「食品安全情報」で、北欧諸国での子どもや青少年のカフェイン暴露のリスク評価について述べられています。

27ページからリスク評価の報告書の英語版、89ページから委員限り資料3として、要旨の翻訳をおつけいたしました。

この報告によりますと、過去二、三十年の間にカフェインを含有したソフトドリンク特にコーラ飲料といわゆるエネルギードリンクの消費量が大幅に増加し、エネルギードリンクとアルコールの過度の摂取による致死症例が数件あったことが、このリスク評価の背景にあるようです。

エネルギードリンクと申しますのは、厳密な定義があるわけではないようですが、カフェインやタウリン、アルギニンなどの成分が配合された、炭酸飲料のことだそうです。日本の栄養ドリンクのようなものを多分イメージできるかと思えます。

このリスク評価では、小児に対してはわずかな量のカフェインでもカフェイン耐性の増加、禁断症状、不安、イライラ感などの悪影響があるとしています。カフェイン依存性の兆候であるカフェイン耐性の増加について、無影響量が体重50kgで1日15mgに相当すると示しています。

我が国におけるカフェインの摂取量について推定するために、健康安全研究センターで市販の飲料等のカフェイン含量を調べた結果を、33ページと39ページからおつけしております。

33ページにおつけしました「食品中のカフェイン、テオブロミン及びテオフィリンの含有量」という報告は、市販の清涼飲料水やお菓子類、それからコーヒー豆、紅茶や日本茶などの茶葉について調べた結果であり、39ページの「茶葉及び茶飲料中のカテキン類、メチルキサンチン類及びアスコルビン酸の分析」の報告は、市販のお茶類についてカフェインの含量を調査しています。

その結果、前者では通常飲用する条件で抽出した液に含まれるカフェインは、コーヒー

で0.65mg/g、紅茶0.36mg/g、日本茶で0.7mg/g。後者では、缶入り茶飲料のカフェイン含有量は、緑茶飲料で0.12mg/g、紅茶飲料で0.12mg/g、ウーロン茶飲料で0.16mg/g、平均0.13mg/gという結果が得られております。

この健康安全研究センターでの研究結果から、都民が食品から摂取するカフェイン量を推定したのが49ページの結果になります。計算の結果、1日195mgということになりました。51ページに計算に用いた平成18年度の東京都民の健康・栄養状況調査の結果もおつけしております。

53ページからは、厚生労働省ホームページを出典とする、低出生体重児数の年次推移という資料をおつけしておりますが、これは我が国での低体重児の実際についての基礎資料としておつけしたものです。

13ページにお戻りください。これらの資料を背景といたしまして、対象を妊婦や青少年 特に高レベルのカフェイン摂取者に対して情報提供、普及啓発が必要であると考えております。

3ページの情報判定シートをごらんください。委員の皆様からいただいた情報評価シートでは、健康被害の未然防止、それから正しい情報提供についての視点から3名の委員の方に、検討に見合う情報として4名の委員の先生に評価をいただいております。緊急な情報提供については低い評価となっております。

最後にテーマ3、59ページから「『健康食品』と医薬品の相互作用について」をご説明いたします。

まず、背景についてご説明いたします。東京都では東京都医師会と薬剤師会にご協力をいただき、健康食品が原因と疑われる健康被害情報を収集しております。

61ページをごらんください。これは平成20年度の第2回「健康食品」による健康被害事例専門委員会からの報告です。平成18年度から事業を開始していますが、平成20年11月までに143製品の事例が報告され、これらの事例について専門委員会で健康食品との関連性、重篤度、対応を検討しております。

これらの事例のうち幾つかは、患者は健康食品のほかに医薬品も服用していましたが、その場合、その事例の発症が当該医薬品の副作用なのか、健康食品によるものなのか、または健康食品と医薬品の相互作用によるものかの判定が難しいということがございました。また、健康食品は医薬品とは違い複数の成分が含有されていますが、この含有量が明確で

はないということも、医薬品との相互作用の有無を判断することが難しい一因となっております。そのため、被害事例専門委員会の委員からは、健康食品と医薬品の相互作用に関する検討が必要であるとのことをご意見をいただいております。

93ページ、委員限り資料4の「健康食品による被害の実際」をごらんください。これは健康被害事例専門委員会の梅垣委員が、『調剤と情報』という雑誌にご執筆されたものです。健康食品が持つ問題についてさまざまな面からお書きになっていますが、95ページの右側のところに、「医薬品との併用による有害作用の発現」としてセント・ジョーンズ・ワートと医薬品の相互作用、ビタミンKを含む食品の相互作用について触れられています。なお、セント・ジョーンズ・ワートというのは、強心薬との相互作用があると言われております。

前にお戻りいただいて、資料65ページから『東京都医薬品情報』からの資料をおつけいたしました。

『東京都医薬品情報』は都立病院の薬剤課長などを委員として、日本医薬情報センターが毎月発行している『医薬関連情報』から、重大な事例についてピックアップして、それを情報として提供しているものです。

66ページは、ハーブの健康食品であるキャットクローと抗HIV薬のプロテアーゼ阻害薬との相互作用についての報告となっております。HIV陽性の患者さんでプロテアーゼ阻害薬の血中濃度の上昇がみられ、原因として健康食品として服用していたキャットクローの併用が考えられたという報告です。

同じく69ページからは、ワルファリンと紅茶の相互作用についての症例報告です。紅茶を飲んでいただいていた患者さんで、ワルファリンの国際標準化プロトロンビン比（INR）が低く抑えられていたが、紅茶を飲むのをやめたところINRが上昇したという報告です。

先ほど申し上げましたようにワルファリンとビタミンKの相互作用については知られていますが、紅茶との相互作用については新しい知見と思われ、キャットクローとプロテアーゼ阻害剤の相互作用と同様に、医薬品の添付資料にも記載されていない作用ということでした。

97ページには委員限り資料5として『薬と食の相互作用』をおつけしました。このように現在までの薬と健康食品を含む食品の相互作用については、関連書籍が出版はされておりますが、情報が十分あるとはまだ言えません。

そこで59ページの「安全情報」にお示しましたように、今後の取り組みとしまして



は、健康食品と医薬品の相互作用について調査を行い、ここに書かれているような項目について明らかにしたいと考えています。

まず、食品名と医薬品名、次に摂取期間・摂取量、服用期間と服用量、そして、年齢・性別症例、4番目に基礎疾患、5番目に症状、これらのことを明らかにし、相互作用について示したいと考えております。

また、ビタミン・ミネラルを含む健康食品と医薬品の相互作用については、特に重点的に調査したいと考えています。これはビタミンやミネラル成分は摂取量が少ないと欠乏症のリスクがありますが、ビタミンKを含む食品とワルファリンのように相互作用を起こすこともあり得ます。医薬品との相互作用を回避できるような、安全な健康食品の摂取量の範囲を考慮する必要があると考えております。

収集した情報につきましては、健康被害事例専門委員会において収集した事例の検討のための基礎資料とすることができると考えられます。また、得られた情報をもとに医療関係者や一般消費者向けの啓発資料を作成し、健康被害の未然防止を図ることができると考えております。

本テーマについて、委員の皆様からのご意見は4ページの情報判定シートに記載してございます。健康被害の未然防止と正しい情報提供という視点でお三方、危害の拡大防止という視点で、4人の委員の方に検討に見合う情報であるにご評価いただいております。最終的には4人の委員の方に検討に見合う情報として評価をいただき、同じく総合的な検討の必要性についても4人の委員の方から評価をいただきました。

本日の資料の説明は以上でございます。

牛島座長 どうもありがとうございました。

3つのテーマが今度出されていますけれども、その一つ一つについてまず討論を二、三十分させていただきたいと思っております。

まず第一のテーマとして、デコレーションケーキ等のオーナメント、いわゆる飾りの衛生学的実態の調査 特にクリスマスに使うデコレーションケーキのオーナメントとして、こういった柄がついているのがありますけれども、その中に鉛が含まれている。そのほかのものもカドミウムもあるとかということと、それが国内が主というよりも輸入されたもので主につくられているという点もあるかと思っております。

どなたか口火を切っていただいて、私もそんなものに鉛がというのはよく知らなかったんですけども、いかがでしょうか。

碧海委員からありますでしょうか。

碧海委員 私は自由意見のところにも書いたんですが、何か鉛が入っているというのは随分昔に聞いたような記憶がありまして、それがいまだにこれだけ使われているというのは、ちょっとびっくりした点でございます。

それで、オーナメントは ここにも書きましたが クリスマスのデコレーションがやっぱり圧倒的に多いんだろうと思うんです。ただ、最近は、やれハロウィンだ何だと、ほかのいろんな催し事が、一種のコマーシャルズムでどんどん普及してきていますし、誕生日の祝いもありますし、特に少子化時代で、私どもの時代には子どもの誕生日をいちいちやっつけられないとか、割合とほうっておいたものが、多分、今は限られたお子さんのためにみんなでそういう催しをやるという機会も多いんじゃないかと思います。

そういう意味では、やはり口に入るものに直接触れるオーナメント類の鉛とかカドミウムなどというのは、やはり注意を喚起すべきじゃないかなと思いました。

牛島座長 どうもありがとうございました。

田中委員、何かご意見ございますか。

田中委員 碧海先生と同じような意見になってしまいますが、ただ1年じゅうケーキのオーナメントの情報が必要というよりは、今回秋からクリスマスなどにかけて、皆さんがケーキに興味を示す時期に情報を流すことが大切だと思います。「ああ、オーナメントには鉛が使用されていたのか」と消費者に認識してもらうためにも、皆さんが関心を持つ時期に情報を流すことのほうがより有効な手段なのではないかなと感じました。

牛島座長 どうもありがとうございました。

河村委員、お願いします。

河村委員 碧海先生のお話で食品に直接触れるものという話だったんで、実はこれは直接触れば食品衛生法で規制できるんですけども、直接触れる こう刺さるスティックの部分は入っていないんです。その上の飾りのところで、一応直接触れないということで食品衛生法外になっている、範疇に入っていないところが問題で。そういう面では、ここで取り上げてくださるというのはとてもいいことだと私は思います。

鉛が入っているということは心配なことですけど、ただ、ここでやっている溶出試験は、酸を使った溶出試験で出るということで、実際ケーキに接触して出るかどうか、もしくは子どもがなめて出るかどうかということ、そういうことはほとんど起こり得ないものなので、すぐに危害があるということはないと思うんです。けれども、ただ、やっぱり鉛を塗料に

使っているということは玩具のほうでも規制をしておりますし、オーナメントも当然規制をしてほしいところで規制ができていないので、こういった形で注意喚起をしてくださるのはいいかなと思っています。

ただ、私はちょっと自由意見のところでは書かせていただいたんですけども、特にオーナメントを製造したり輸入していらっしゃる方とか、ケーキの業者さんに情報提供を特にしてほしいなど。あまりそういったことを意識してらっしゃらない方　例えばオーナメントをつくっていても、その部品の玉とかは買ってきてつくっているとか、もしくは輸入品を扱っている方がそういったことを意識してらっしゃらない方が多いと思うので、そういったところに注意喚起をしてほしいなど。余り消費者の方に「危ないのが入っているかもしれませんよ」と大騒ぎするほどのことはないかなとは思いました。

それから、ちょっとこれは大したことはないんですけども、一番最初の資料2の7ページの概要の部分ですけども、概要の前半、1段目の2行目から5行目までの部分をできれば削除してほしい。「わが国でも」から「取り締まることはできなかった。」の部分までです。この上のほう10行ぐらいは、実は私がちょっと別のところに書いた文章をほとんどそのままお使いになっているみたいで、ちょっと目的が違うことで書いていたので、食品衛生法の対象外だったとかいうのを書いていますけれども、ここは今回の趣旨とは余り関係がないことですので、できれば2行目の「わが国でも」から「取り締まることはできなかった。」までの部分は削除をしておいていただきたいと思います。さっきの大貫さんの説明でもそこはおっしゃらなかったのも、趣旨とは関係がないということをご理解いただいていたかなと思ったんですけども。よろしくをお願いします。

牛島座長　はい、あとは何かご意見……。

新井食品医薬品情報担当副参事　今、河村委員からおっしゃられた、この情報提供シートですが、またちょっと訂正したものでこれをお配りし直そうと思っておりますので、あと違う部分もございますね。今、お配りしているものをもう一回差し替え、それを……。

河村委員　ありがとうございます。

新井食品医薬品情報担当副参事　ではなくて、それを差し替えさせていただきたいと思っておりますので。

伊藤委員　特にこれは鉛がかなり大量に含まれて、あるいは溶出しているというので、食品衛生法でいくとこれは重金属だから、溶出条件がちょっと違うかもしれませんが、1μgという、それに対してこれは100ですからね。かなり大量に溶出されているみたい

なので。そういう意味ではこうしたオーナメントのようなもの 要するに今食品をどんどん安くつくり、安く販売するという傾向が物すごく出てきています。となると、この製品も多くは私は輸入食品じゃないかなと、輸入されたものじゃないかなと思うんですが、これからもっとこういうのは中国等で作られたものを購入して、ケーキ等に乗せるということが、非常に頻度が高くなるんじゃないかなと思うんです。

そういうときに、特にこの鉛というのは重要じゃないかなと思っております。ここにも書いてありますがアメリカでいろんな問題が起きておりますし、それから子供用のアクセサリですね。ああいうものの鉛という問題も。あるいは、間違えてそれを子供が飲んでしまうというようなこともあったりして大きな問題になってきているので、これはきちんとした情報として出すべきだろうと思っております。

今回調べられたこの製品についての、輸入品というのはどれくらい含まれているのでしょうか。この辺は区別されたデータはあるのでしょうか。特に国内。

富樫健康安全研究センター食品監視指導課計画調整係長 すみません、細かい数値は手持ちにありませんので。

伊藤委員 この溶出してきた中身はほとんどが輸入品なのか、あるいは国内でも同じなのかですね。そこら辺は。

富樫健康安全研究センター食品監視指導課計画調整係長 すみません、数値はございません。

伊藤委員 これは元のデータを見ればあれですよ。そういうところには、購入した由来等では……。

富樫健康安全研究センター食品監視指導課計画調整係長 すみません。溶出の一覧表を用意しておりましたけれども、そちらの中にもパーツごとの輸入・国産その区別がありませんので。委員の方がおっしゃるようにパーツを輸入してきて組み立てるものがあれば、全体を輸入するものもあり、さまざまな形態がございますが、内訳は、申しわけございません、ご用意いたしておりません。

中村食品監視課長 伊藤先生のお話がありましたが、まさにアメリカの事件から受けて、国のほうもこの自覚は当然あって、だからこそ容器包装の基準の改定があつて大幅に拡大され、またおもちゃも今度対象になったわけです。ですから今のようなお話であると、このオーナメントの部分は明らかに食品には触れないんです。事故的に触れる場合もあるかもわからないけれども、触れないものについては、今回の法改正で積み残したという意識

も厚生労働省のほうにはないんです。接触してないから対象外なのですよ。今の話ですと、たまたま国のレベルにおいても気がつかずに、今回改正漏れがあったからこれを後で取り上げたという話ではないということは、1つ確認できるかと思います。

このおもちゃについては例の事件を受けて、お子さんが口の中に入れるようなおもちゃも食品とはかかわりなく今度は規制の対象になっているのですけれども、このオーナメントというのは、今も一定の配慮はなされていて、例えばケーキに差し込む部分はすごくコーティングしてあるんです。ですから、上の部分がケーキに触れないようにすることが前提条件ですが、それが倒れたりとか事故的に触れる場合もありますが、そのようなケースを規制するべきかどうかということですね。では、倒れることまでも想定して、差し込む部分と同じようにコーティングをしっかりとしなさいということにするのか、というところが、我々の規制行政に求められることなのか、という問題と理解しております。

碧海委員 これを利用する側は、差し込む部分と上の部分についてそういう違いがあるということは全く知りませんよね、一般の人は。私たちの経験からいえば、大体においてデコレーションケーキというのは切り分けてみんなに盛りつけたりするときに、わざわざ主役に飾りのついた部分を残したままケーキを盛りつけたりするわけですよね。そういう場合に大体経験的には、生クリームの部分に大抵くっついてしまうんですね、そういうオーナメントの部分が。結構生クリームがそこにまたくっついてしまったり。

そういう意味では、食べる人たちがそのことを知らなければ、軸の部分は大丈夫だけどという話はやはり通じないんじゃないかと私は思うんですが。

中村食品監視課長 ということは、前回の改正で当然入れるべきだったということになります。食品に接していない部分の使い方という前提をどのようにカバーするかということですね。

だから結論としては、食品に接してもいいような材料を開発しろという言い方になるか、もう使うなという言い方になるか、2つに1つですけれども。

牛島座長 私としてはもし事件になるようなことになれば非常に怖いし、最初アメリカで鉛が問題になったのも、1つは普通の子どもじゃなくて発達が異常な子供が何となくさわって、食べて、それが胃の中に行って、そこで鉛が溶けたということもあります。通常は食べないと思っていても、いざとなれば子どもは何をするかわからないものがありますから、できればそういったことを知ってもらって喚起することと、逆にこういったことがこのまま続けられると、もしこういったことが危ないということだったら、売るほ

うも、それで逆に言うと売れなくなるということがあったりしたらかえっていけないので、できればこういったことがないような方向が望ましいかなと思うんですけれども、何かご意見ありますでしょうか。

伊藤委員 今の中で、これはカバーしているというのがありますよね。カバーはセロファンのようなものですね、特に。だから、あれは非常に透明性がいいものならね。ああいう方法というのはある意味ではもっともっと奨励すべき方法かなという気がします。

碧海委員 多分、割合と値段の高い名前のある菓子店ですとか、そういうところでは恐らくでき合いのオーナメントではなくて、手づくりの、ケーキ材料でつくった飾りをつけるとか、そういうことを当然だと思うんですね。多分、割合と値段が安いケーキについてはそういう手間はかけませんから、当然オーナメントをちょいと差し込むといったようなことになると思うので、私はやっぱりそういうものは使われないほうがいいと思いますし、そういうものはなくてもいいんだということを むしろ危険を避ける意味ではそういうものではなくて、もうちょっと違った飾りを使うというようなことも、ケーキをつくる側、売る側、それから買う側にそういう情報は伝わったほうがいいとは思いますが。

中村食品監視課長 1つ濃度的な問題があるのですけれども、一緒に例示として挙げている鉛のおもちゃの絶対的な摂取量というのは、非常に実害レベルの濃度に達しています。ところが、このオーナメントというのはすごく部分的であり、確かに高い鉛の部分がありますが、それが倒れて生クリームに接触しても100%移行するわけでもありませんし、ましてやケーキの上は酸性でもありませんので、このような条件下で、最終的に人が体内に取り込む鉛の絶対値というのは、はるかに低い濃度、すなわち実害とは異なる次元だと思えます。そこら辺も考えなければいけないと思う。

少し個人的な意見を言うと、私もそういうオーナメントは、本来お菓子材料でつくってあればよりいいんじゃないかと思えます。無理やり立てかけてあるような、クリスマスツリーとかは不要ではないかとも感じますが、これはあくまで個人の考えではあるのですが、一方において、飾りといったものを好む人たちがいるときに、それは実害からはるかに遠いレベルで存在するのですから、仮に子どもたちが直接なめても、摂取する鉛の絶対量は実害とは違う濃度であり、これまでもオーナメントによる事故は世界じゅうでも聞いておりません。このことについて、消費者に対して何らかの注意喚起をどのような形でしていくかは、検討が必要かと思うんですけれども、事業者規制の方向性を打ち出すことにはもう少し検討が必要かと思えます。

牛島座長 はい、ありがとうございます。

奥澤部長、お願いいたします。

奥澤食品医薬品安全担当部長 今回の課長の発言と似た趣旨ですが、先ほど河村委員のほうから検査法についてのご説明があったと思うんです。いわゆる溶出試験は、胃液を想定しての溶出試験ということでしたよね。

河村委員 玩具はですね。

奥澤食品医薬品安全担当部長 玩具は。この場合はどういう想定で試験で溶出検査したんですか。

河村委員 これは酸性食品を想定しています。胃液の場合は0.07molの塩酸だと思うんです。ただ、その2つだと同じぐらいなので、飲み込んだ場合には同じぐらい溶出する可能性はあります。ただ、60℃ではないので、温度的にはもっと低い温度になるのももう少し下がると思いますけれども。

本当にこの束が丸々鉛 これはかなり純度が低いものなので、1つ飲み込んだからといって死に至るということはないだろうと私は思いますし、それほどの鉛中毒も起こらないかなとは思いますが。けれども、私個人的には鉛を玩具の塗料に使うこと自体も反対でしたし、今回の改正で一応かなり規制がかかったとはいえ使えないわけではない状況というのは、私としては本当はあまり好ましくは思っていなかったもので、こういったオーナメントに鉛塗装したものを使ってほしくないというのは、全く個人的な意見としてそんなんです。

ただ、こういう金色とか銀色とか、そういった飾りに非常に鉛を含んだ塗料が使いやすい色も出せるし、伸びもよかったりして使いやすいので、全く鉛を使わない形で同じようなものがつくれるのかどうかというのは、私もちょっとよくわからないんですけれども。

どういった形で規制ができるのか。食品衛生法でなぜこれを規制しなかったかという、オーナメントに限ってということではなく、接触する可能性があるものすべてを食品衛生法の対象にするとすると非常に範囲が広がってしまって、これは非常に收拾がつかなくなるということで食品衛生法では接触するものに限っているわけです。こういった特殊な、接触はしないけれども子どもがなめる可能性があるものに関して、特別な規制をすることができないということで規制外になっていますので、こういったものに関して注意喚起をしていくということは非常に重要だろうと思うし、ケーキをつくれる方もそういうもの

なんだということを知ってくださって、そういう包んでくださらないものは使わないです  
なりということをしてくださるといいなと、私は個人的には思っています。

奥澤食品医薬品安全担当部長 ありがとうございます。

そういう視点から、多分そのリスクを考えたときに、いわゆるそういったオーナメント  
が刺さっているケーキのリスクと、それを本来用途ではない形で飲み込んでしまったとき  
のリスクという、やっぱりレベルが相当違うと思います。ですから、チェックをする対象  
あるいはその中身についても、要するにあたかもオーナメントがついたケーキそのものが  
危険だという過度な印象を与えるのもよくない。かといって、万一間違っただけでそういう濃度  
の高い鉛が使われているものが、誤って遊んでいるうちに飲み込んでしまうというよう  
なことのリスクも現実にあるわけで、その辺の伝え方から相手方等々についても分けて、わ  
かりやすい提供をしないと逆に混乱を招くことにもなるのかなという気がしまして、そ  
ういったことも含めてご意見をいただければと思っております。

田中委員 以前にクリスマス会をやりましたら、お子さんたちがまずオーナメントをケ  
ーキより先に、おもちゃ感覚で持ち帰られたことがありました。ですから、お子様たち  
にとってはケーキの中に鉛が入るとかそういうことより、それをおもちゃとして使うとい  
う感覚があるのではないかと思うので、それを玩具のような部類の中に入れることはでき  
ないだろうかなと今お話を聞きながら感じました。お子さんたちが本当にそれを我先にとい  
う感じでまずオーナメントをおもちゃのように欲しがっていらしたのをちょっと今思い出  
したもので、やはり玩具の扱いくらいの気持ちであったほうがいいのではないかなと思  
いました。

牛島座長 どうもありがとうございました。

いろいろなご意見が出たんですけれども、まず食べ物そのものではないけれども、万が  
一食べてしまうと 非常にそういったことは少ないかもしれないけれども 危険性が  
あると。ただし、一番なのはやはりつくられる側、売られる側がその辺を認識して、でき  
れば違うもので安全なものだという気がします。

この委員会では次の段階の評価委員会に持っていかどうかということになっていま  
すので、特別のご意見がなければ上に上げたいと思うんですけれども、いかがでしょう  
か。

(異議なし)

牛島座長 では、ありがとうございました。



それでは次のほうに移らせていただきます。第2のテーマは「妊婦や子ども・青少年のカフェイン摂取に関するリスク評価と摂取量の助言について」。どなたかご意見お願いいたします。

碧海委員 その前に質問が一つあるんですけど、よろしいでしょうか。

牛島座長 まず今さっきお話しされたこと、読んでいただいたことに対しての質問とか、どうぞお願いいたします。

碧海委員 先ほどの事務局のご説明の中で、エネルギードリンクですか、これの中にはドライブしているときに睡眠防止のために飲むいろんなドリンクがサービスエリアなんかでたくさん売られておりますけど、ああいうものも含まれるということでしょうか。ちょっとそれを伺いたかったんですが。

牛島座長 いかがでしょうか。眠気覚ましの何かということですか。

新井食品医薬品情報担当副参事 この資料でいいますと、委員限り資料3に載っているものになりましょうか。エネルギードリンクということで挙がっているんですが、これが実際に何であるかはこちらでちょっと今はわからないもので……。特に眠気覚ましのために売られているものかどうかは、こちらでわからないんですけども。

碧海委員 そうですか。

というのは、私なんかも買ったことがあるんですが、どうにも眠いときに。サービスエリアで売られている眠気覚まし用のドリンクというのは、カフェインが最も売りなんじゃないかなという気がするんです。ですから、一体どのくらいのカフェインが入っているのかは、私もはっきり覚えていないんですけども。この興奮性飲料というものにはそういうのも入るのかなと思ったものですから、ちょっと伺いました。

牛島座長 いかがでしょうか。

植松健康安全研究センター副参事 研究員 情報を提供いたしました健康安全研究センター、植松と申します。

こちらの北欧のリポートですけれども、ちょっとページ数が多いものですからサマリーの部分だけの和訳しかご提供させていただいていないんですけども、その中に入っているテーブルの中にエネルギードリンクとして2種類ほど銘柄が載っておりまして、それはユニット当たりのカフェイン量は、1つの銘柄が30mgから40mgですね。もう一方は80mgとなっております、これはコーヒーあるいはインスタントコーヒー等と比べて決して高い量ではございません。コーヒーの場合には80mgから90mg。1杯当た

りをユニットということですから、恐らく1杯当たりということですので、それよりかはむしろ低いぐらいかなというレベルです。よって、いわゆる先生のおっしゃったような眠気覚ましの飲料ではなくて、一般的なドリンク剤ではないかと考えております。

牛島座長 ありがとうございます。

私の方から事務局あたりにご質問ですけれども、カフェインと胎児の発育遅延というところで、例えばカフェインをなぜ 眠気があるから飲むとか、カフェインを飲むその辺の因子、要因とか、そういったカフェインを飲むこと自身のいろんなファクターとかの分析がこの中にはないような気もするし、また胎児の発育遅延と言われても、これは体重だけの問題を言っているのかというような気がする。そうしたら一番なのはそのほかにメンタルなところもありますけど、メンタルについてはどの程度調べられているとか、その辺は人だけではなくて、動物実験あたりで何かデータがあるのかどうかちょっと教えてほしいのですけれども。

新井食品医薬品情報担当副参事 低体重児のカフェインとの関係とかというのは全然こちらで探せませんでして、一応この資料の中には低体重児の日本での推移のようなものをつけさせていただいているんですが、これはそういう現象があらわれているものの統計上の数字だけでして、カフェインとの関係は全然ないものです。

そういう因果関係とかが含まれるものは事務局でも探したんですが、実は見つかっていないということです。

牛島座長 その評価のところも、私も何となく中途半端に書いていますけれども、その辺があって、この提出されたデータがきちんとしたものなのか、ちょっと不十分ではないのかなと思ったりしていてちょっと中途半端なことを書いていたと。

河村委員はいかが。

河村委員 私が気になったのは、北欧の小児・青年のほうが特に気になって、興奮性飲料、エネルギードリンクとアルコールをともに過度に摂取したことによる致死症例が数例あったという、これはかなり重大な問題なのかなと思ったんですけれども。さっき植松さんのお話だとカフェイン量は普通程度だということなので、それでアルコールと飲んで、本当にそれが原因で致死症例がそんなに数例あるのか、ここはきちんと調べないとこれが根拠になって話が進んでいるので、この致死症例がどの程度これに由来するものなのかということが非常に……。ただ、もしこれが本当に原因でそういう致死症例が起こっているのであれば、できるだけ速やかに情報提供しなきゃいけないだろうとは思ったんですけれ

ども。

牛島座長 どうもありがとうございました。

どなたかほかに。碧海委員、いかがでしょう。

碧海委員 こういうカフェインというような これは物質とっていいのかどうか、私もよくわかりませんが、これは一般の人の中で非常によく使われている言葉ですね。実際の中身 カフェインとはどういうものでということはよくわからないんですけども、ただ、コーヒーを飲むとカフェインがあるから眠れなくなるとか、いや、コーヒーと紅茶を比べて紅茶のほうがカフェインが多いんだとか、そういう話題はしょっちゅう出るんですね。特にこのごろ、高齢者層では夜眠れないという人が結構多くなりまして、そういうときに必ず話題になるのがカフェインなんです。

ですから、そういう意味ではカフェインというのは非常に一般的に普及している名称、でも、実際にはよくわからないというものの1つではないかなと思います。そういう意味で今回のこの情報も、やっぱり何らかの、例えばアルコールとの相互作用にしても、あるいはカフェイン単体の作用にしても、何らかのそういうものがあるならば 結構ドリンクというのは最近の若い人たちの食習慣の中でも非常によくとられるものですし、そういう意味ではやはり情報提供の必要はあるのかなと。ただし、何か結論を出すような形ではなくて、まだ私もこの資料を見てもよくわからない。本当にどういうことなのかがよくわからないんですが、でも段階的にでもそういう情報を小出しにしていく必要はあるのかなという気がいたしました、この情報を拝見して。

牛島座長 どうぞ、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 碧海委員とよく似ているんですが、コーヒーなり紅茶なりお茶なり、本当に日常的に摂取しているもので、ほとんどの人がこういうものを利用している中で情報の出し方が非常に難しいなという気がしています。

ただ、英国のこの妊婦さんの問題は大変大事ななという気がします。ただ、もう一つの北欧のですか、子ども云々、小児ですね。そういう子どもたちがそんなに大量にこういうものを実際に飲んでいるんですかね。私、そこら辺が、そういう小さなお子さんに親が飲ましているのかどうか。多分、こういう興奮剤をあまり与えないのが普通の常識じゃないかなと思うんですが、今の食生活は大分乱れているので、こういうことも起きているんでしょうか。そこら辺、いかがでしょうか。

新井食品医薬品情報担当副参事 本当に小さいお子さんのことはわからないんですが、

この中で小児・青年というような中にはコーラのようなものが挙げられてはおりますけれども。

伊藤委員 コーラが中心なわけですね。

牛島座長 中村課長、どうぞ。

中村食品監視課長 あとバイアス因子の問題で、特に2点目の青少年のところ、酒とたばことコーヒーと聞くと、例えば一緒にドラッグなども連想されます。だから、カフェインとお酒の相互作用というのは、これまでも研究成果があると思うのですが そんなに強いものではないと思いますが バイアス因子として何かほかの要素が隠れている可能性もあるのではないかなと思います。一方においてカフェインについては、例えば緑茶としてののは 間違っているかも知れませんが 日本人の平均寿命が圧倒的に伸びたのは、千利休のころに緑茶の飲用の習慣が生まれころからといった話も聞きますが、緑茶の効能みたいなものもあるのではないかなと思います。

それから妊婦についての注意喚起は、一般的には様々の分野でよくなされますが、妊婦はいっぱいいろんなことを注意しないといけないので、あまり神経質に言っても スズキの水銀のときもありましたが、とにかくあまりにも気をつけることがおおいなと感じます。

それからこのような情報を広く伝えると、次に、ではこの場合どうするんですかといった質問が来ることが予想されますが、どのようにQ & Aとして答えればいいのか、というところまで想定すると、その回答は案外難しいとおもいます。そこら辺が、あらかじめ確定できていればいいと思いますが。

牛島座長 いかがでしょうか。

私の目で見ると、ちょっとこの論文は不十分じゃないかと見えていて、これでひとり歩きしていくと、いろんなところに……。

そういった意味では、正確なデータがないところで皆さんに心配だけという気もするんですけども、その辺いかがでしょうか。取り上げるでは取り上げるでも、評価委員会でもそれは構わないですけども、いかがでしょうか。

田中委員は。

田中委員 私も青少年が不安になったりイライラするということについて、最近缶コーヒーなどもたくさん出回っていますし、コーラなども飲むこともあるでしょうし、また、チョコレートとかアイスクリームとか、そういったお菓子類にもカフェインが含まれると

思うので、どのくらいの量を摂取した場合、そんな不安になったり、いら立ったりするのかがよくわかりにくいということ。妊婦さんにしてもコーヒー2杯という感じで助言が出ていましたけれども、それ以外にお菓子などからも無意識のうちにカフェインなどは摂取する可能性もあると思うので、どのくらいをどれだけとったらとか、そういった情報を提供することはとても難しいことなのではないかと感じました。

牛島座長 では、すみませんが河村委員に全体的な、基礎的なことをよくされているので、コメントいただきたいと思うんですけども。

河村委員 カフェインについてはよくわかりませんが、こういういろんなリスクに関する情報があるということは、やはり知っていたほうがいいんだろうという感じはあります。

一番心配なのは本当にこのリスク評価に関して 北欧も英国の食品基準庁もかなりきちんとしたリスク評価をすところですので、多分問題はないかと思えますけれども、日本のほうでもそういったカフェインの安全性について検討していらっしゃる方がいらしたら、そういった方の意見も聞いてみていただければという気がします。

牛島座長 どうもありがとうございました。

そのほかにどなたかご意見ありますでしょうか。

碧海委員 私も田中委員と同じで、とにかく知りたいという気はします。というのは、先ほど申し上げた睡眠防止ドリンクみたいなものは、本当に強力です。2時間ぐらいは本当に寝ないんです。それで2時間たつとぱったりという感じなんです。

そこで質問ですが、この英国の食品基準庁が、今までにも1日の最大摂取量300mgというのを助言してきたということですが、これは妊産婦ではなくて一般の人に対するものなんでしょうか。

新井食品医薬品情報担当副参事 妊婦にずっとやっていて、今回この200mgに基準値を下げたということです。

碧海委員 ということは、つまり、やはり何らかの影響があるということが、今までにあったということなんでしょうか。

新井食品医薬品情報担当副参事 ここに書かれている内容しかわからないので、それでは今までの妊婦に対して300mgというので目安にお話ししてきたということだと思うんです。

日本の母子保健のほうの事情をちょっと聞いてみますと、いわゆるカフェインという言

葉ではなくて、嗜好品としてのコーヒーとかたばこかお酒というのはやっぱり控えなさいよというのは昔から言ってきたということだそうです。

碧海委員 最後のは一般論ですよ。

伊藤委員 この東京都の健康安全研究センターのレポート、同じいろんな商品でもすごく含有量の多いのと少ないのがかなり差がありますよね。これは多分表示という問題がある。多分、全くないんですよ。カフェインはどれだけ含まれているというのは、記載しないといけないんでしょうか。

新井食品医薬品情報担当副参事 いや、それはないです。

伊藤委員 ないですよ。そういうのがあると消費者は、これは非常に多い食品だとか、これはカフェインがいっぱい含まれているキャンディだねということで、いろんな形で自己注意ができるんですが、一般的に全部だめだというのはないような感じがするんです。そこら辺もきちんと仕分けしていかないと、非常に誤った情報になってしまうのかなという気がいたします。

牛島座長 どうもありがとうございました。

皆さんのご意見を聞いていると、情報提供することはいいだろうけれども、もうちょっとベーシックなデータがあればあったほうが当然いいわけで、その辺を含めて検討することではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。とりあえず上には持ち上げるけれども、その間にもそういった資料とか専門家があったらお聞きになっていて……。

新井食品医薬品情報担当副参事 もし、この場で決めるよりはもうちょっとデータを集めてからということであれば、そのように判断していただいても もう一度、情報選定委員会にかけてからということでも構わないです。

牛島座長 それはどちらでもいいんです。いかがでしょうか。どちらのほうがいいか、何かご意見ありますか。

要するにもう今日上に持ち上げて、その間にほかに追加の資料とかあったら準備してもらおうという方法と、それからまだもう一回情報を集めていただいて、それから次回のときに上に持ち上げるということと。いかがでしょうか。

伊藤先生、どちらがいいでしょうか。

伊藤委員 カフェイン等は非常に古くからあるんで、私はかなりいろんなデータがあるんだろうと思うんで、ぜひお願いしたいと思います。

それからこの北欧の和訳のところ、英文では30ページですが、こちらでは90ページに1、2、3、4、5、6といろいろと問題があって、その下に2行目から有害性が出ているんですが、「低量のカフェイン暴露による耐性の発達」と訳されているんです。これは一体何を指しているんだろうと思ってこっちの英文を見ると、「tolerance development」と、こういうこと。これを多分、こういう言葉で訳されている。多分これは違うんじゃないかなと思うんです。多分、発育障害のような意味合いじゃないかな。そこら辺は私も、辛く読むのもあれなんですけれども。ちょっとそこら辺も、この日本語に訳されるところをもう一度見直していただけたほうがいいかなと思います。

牛島座長 どうもありがとうございました。

どなたかほかに意見ありますでしょうか。

伊藤先生のご意見としてはもう一回練り直すという方向でしょうか。では、特にご意見なければ、次回までにもう少しデータとか集めていただきまして、この委員会に諮っていただきたいと思います。

委員のほうも、もし何か資料があるようでしたら事務局のほうに提供していただきたいと思います。

それでは次のところの3番目のほうに行きたいと思います。「『健康食品』と医薬品の相互作用について」。

なかなか健康食品と医薬品との相互作用での問題というのは、わかっているのも幾つかあるんでしょうけれども、どのくらいあるかとか、非常に重要なものがあるとか、そういったものを調査ということも必要かという内容かと思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

事務局のほうから何か追加とかありますか。特にはないですか。

新井食品医薬品情報担当副参事 先ほど資料のご説明を申し上げましたけれども、中にありましたように、健康食品と健康被害との関連を検討している専門委員会等でも、薬品と健康食品に関するその相互作用はよくわからない部分があるというお話も出ております。事務局としましては、もうちょっとこれを本格的に文献調査のようなことをして、資料を集めていかなきゃいけないかなと思っている課題だとは思っております。

伊藤委員 今、いろいろとご説明いただいた中で、どうもこのテーマについては、事務局としては今後の取り組みの方向性、こういう形で取り組んでほしいということをお場で検討してほしいという意味合いが強いんでしょうか。それとも、外に情報として公開す

るのにどうなんだろうというのでしょうか。どうも私の方向性としては、これは今後こういうことの調査をもっとやる方向で上に上げてほしいという意味合いに 今の説明を聞いていまして、そのように理解したんですが。

新井食品医薬品情報担当副参事 今ある情報を情報提供していきたいというよりは、こういうテーマというか、趣旨、方針で情報を集めて、それをまとめさせていただいて情報提供していく形のものを考えております。

牛島座長 要するに情報をもうちょっと幅広く集めるとか手段を講じて、そしてそれを検討する方向に行きたいという、そういったことのために上に上げるということでしょうか。

新井食品医薬品情報担当副参事 今年度の評価委員会で行う調査のテーマとして上げていただければと思っております。

牛島座長 恐らく調査について、そういったことにしたらいかがということですね。

河村委員 私は非常におもしろいテーマかなと思って丸を振っていたんですけども、今よく読んでみれば実例としては2つだけで 紅茶が健康食品とは呼べないとなれば、2つしかないということ。

健康食品については副作用についての調査を別途行ってらっしゃいますよね。あちらのグループでこれについても念頭に置いていただくのはいいかなと思うんですが、これをテーマにして調査をしても、それにふさわしいデータが来るかなと、これは非常に難しいなと。健康食品の副作用情報の収集だけでも、本当にこれは健康食品によるものかどうか非常に難しいというお話が前あったのに、これが相互作用かどうかということでデータを集めていい結果が得られるのかが非常に不安な感じがするんです。ですから、あちらの健康食品の被害状況を調べてらっしゃるところの中で、こういったことも関するものがあればできるだけピックアップをする程度のほうがいいのかという気がしたんですけども、いかがでしょうか。

牛島座長 どうでしょうか。

新井食品医薬品情報担当副参事 健康食品の健康被害に関する専門委員会で検討する内容とはちょっと違うかなというところがあります。

今、文献調査とか、もうちょっと日本あるいは世界の事例というのをよく調べ上げて、その上で都民に情報発信するもの、あるいは医療機関に情報発信するものを整理していくことができないかということなんですが。



牛島座長 具体的なその整理というのは、先ほど新井副参事がおっしゃった、今年ですか、例の調査みたいなことをどこかに委託してやることを考えていらっしゃるわけですか。ですよね、恐らく。そのときにいい結果が出るというある程度の見通しなんかはどうでしょうか。というのは、文献を探すということだけでなく、実際にそれに関係あるとすれば医療の現場で、こういったことらしきものが起こっているかどうかというものが新しく拾えるかどうかというか、その辺はどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

新井食品医薬品情報担当副参事 まずこのテーマの前に、健康・栄養研究所の梅垣先生のところにご意見を聞いたことがございまして、そのときにはまず1点やってみるといいというものには、栄養表示のあるビタミンサプリメントのようなものについては、ビタミンの含有量というのは書かれていますので。そのビタミンKと例えばワルファリンというのは相互作用があると言われているんですが、ビタミンがどれぐらいの量で影響を受け合うかというのは実ははっきりしたものが無いということで、文献調査の中でそういう量的な影響までわかってくるようであれば 多分、文献を調べていけばそういうものが出てくるはずだということです。そういった、量的な解析について、ミネラル・ビタミンについてわかれば、かなり有用なものになるだろうということはおっしゃっていただいています。

それからもう一つ、健康食品と医薬品が関係した健康被害の可能性のものについて事例を集めるということ自体にも さまざまな事例があると思われるんですが、その事例を集める、紹介するというだけでも価値があるということと言われる専門家の方もいらっしゃっています。

碧海委員 ちょっと今のお話と離れるんですが、最近は薬というのはすべて中心は院外処方になって、病院に行っても全部外部の薬局でお薬はもらうという形になっていますね。院内処方のごくわずかということで。私も自分が病院に通うと必ず診療を受けた後で、処方せんを薬局に送って準備しておいてもらって、いつも行く薬局に行ったら薬をもらうんです。

そうすると、必ずこの「おくすり手帳」というのがありまして、これにそのときに出された薬の情報が貼り付けられるわけです。私、今思いついてこの手帳を一生懸命見てみたんですが、一体どこが出しているのが全然わからないんです。わからないんですが薬局がくれまして、そして薬局は必ずこれに、いつどういう薬を渡したという紙を貼ってくれるわけです。

この手帳にはそれ以外の、例えば市販の薬品を買って飲んだりしたときにもそれを記録してくださいと書いてあるわけです。ですから、以前に比べれば患者がもう少し医薬品というのを身近に感じる、自分自身も知識を持つ、そういう態勢には以前よりはなったような気がするんです。必ず薬をもらうために詳しい説明がついてきますし、その薬がどういうものであるとか、副作用はどういうものであるとか。

ですから、健康食品をとっている人はその健康食品の情報がこれにプラスされれば、例えば薬局なりお医者様なりが判断するときには大いに参考になると思うんですが、多分、そういう仕組みにはなっていないわけです。多分、健康食品についてはだれもどこにも記録していないと。お医者さんから問い詰められたときに初めて、そういえば何々も飲んでいましたという話になるんじゃないかと思うんです。できれば、私はこういう手帳などの使い方をもう少しうまくできないものかなというのを、今ちょっと思いついたので 今までのご意見とは少し離れますけれども。

牛島座長 いかがでしょうか。

量とかそういったことになってくるとなかなか難しいところはあるかもしれませんが、使っている量とか。それから薬品の……というのは、ワルファリンなんか使うときは大体、普通の食べ物でもこれはまずいとか書いてあるときもありますよね。ただ、わからないでしている人もあるし、特に高齢者の方たちはたくさんの薬を一遍に飲んでという状況もあって、健康食品も自分でやっているというようなこともあるかもしれないんですけども、何かご意見ありますでしょうか。

新井食品医薬品情報担当副参事 健康食品はいろんなとられ方とありますが、何種類も食べている方もいらっしゃいますし、もともと自分の体調がよろしくなくてその健康食品を食べている方がいます。薬をとられる方と健康食品 健康食品をとっている方は薬をとる可能性も高いという事情もありまして、今回は薬と健康食品ということにテーマを定めたらどうかということでご提案申し上げているということになります。

碧海委員 健康食品については効能をうたう情報のほうが圧倒的に多いわけです。健康食品はこのように効くと。いいという情報はテレビも含めて、非常に強力に出るわけです。けれども、その健康食品にリスクがあるという情報のほうがやっぱりなかなか……。そういう意味でいうと声が大きくないというか、力がちょっと弱いかなという気がするんですね。

私は先ほど、この「おくすり手帳」のことを申しましたが、院外処方を出す薬局がこれ

だけふえて、そして今度はスーパーだとか、それこそコンビニで市販の薬を販売するという話も出ていますし、そういう意味では、薬局の薬剤師の方の役割というのは結構重要なんじゃないかなと。つまり、薬剤師の方は健康食品を勧めるんじゃなくて薬を売るわけですから、そこで相談に乗るとか情報を提供するという意味はある気がいたします。お医者様よりは時間的にもちょっと丁寧に相談に乗ってもらえるという気がするんですけども。

伊藤委員 これは今後、国内あるいは外国の文献調査というところを書かれているんですけども、かなり健康食品というのはアメリカのほうが非常に多いんだろうと思います。あるいはそれに類似するサプリメントですか、かなり活用されている。向こうのほうの、そういうところで少し当たってみたんでしょうか。そういうところにかなりこういう問題が触れられている、そういうことはありますか。

新井食品医薬品情報担当副参事 成分が書かれているような本というのは幾つか 幾つかというか、アメリカのそういう本を和訳しているようなものはありました。

伊藤委員 そういうのはあるんですね。では、またそういうものから少しずつ当たりをつけながら、情報を集めていくということになるんでしょうか。

牛島座長 ありがとうございます。

それとも一つですけども、今さっき碧海委員がおっしゃったんですけども、逆に言うとそういった資料の集め方と同時に、都内のある程度の薬局とかそういったところに、こういった健康食品との被害について、例えば1年間ぐらい調べてもらうとか、過去にこういったことがあったという情報を集めるということもできないのかなと、ふと思ったりもしたんですけども。

奥澤食品医薬品安全担当部長 実はここ何年間か きょうのペーパーの冒頭の1行目にもありますように 東京都の医師会さんあるいは薬剤師会さんと、連携事業という形でその情報を一生懸命、今集めているんです。

今回ちょっと事務局が歯切れの悪い言い方をしているんですが、端的に申し上げますと、まず集めるときに健康食品はあまたいろんな種類があります。そういう中で患者さんと接触する、いわゆる限られた診断の時間の中で、あるいは薬を調剤して交付する、その接触の中で情報をとるといえるのはある意味では大変困難な状況です。それで現実的にはなかなか数が、限られた数になっていると。少しでもその数を、母数をふやして検討の素材をふやしたいというのも1つにはあります。そのときにやはり漠然とそういう健康食品との被害情報ということではなくて、ある程度情報を、薬剤師会さんあるいは医師会さんのほう

に、こういうものについてはこういう蓋然性がありますよという情報を提供しながら、それに取り巻くものを積極的に集めてもらうということも必要なんじゃないかなと。

それからもう一つは、今度その集まってきた情報を評価する上でも、やはりその基礎的なデータといいますか、知見といいますか、そういったものがもっとほしいなというのが現状です。今ご紹介したような本もあることはあるんですが、やはり情報が限られていて、事務局でそれを収集するにはやはりどうしても限界がある。ということで、できれば情報評価委員会の中にいろいろな調査をやるという、そういったシステムもありますので、そういうテーマとして情報評価委員会、親委員会のほうでも、注目すべき情報であるからもっと少し積極的に情報を集めたらどうかという方向に持っていただいただけだと、もう少しそういった情報が、事務局では集められない情報も集められるのではないかと。そういった視点もありまして、今回こういうテーマを提案させていただいているんだと思います。

したがって、いきなりすぐに都民へ何らかの情報を発信しようというレベルではなくて、そのもう少し前の、そういったものをもっと収集して検討していく中で、そういった方法がとれないかなということで、このテーマを提案させていただいているとご理解いただいたらよろしいのかなと。

中村食品監視課長　そういう意味ではこの題名が健康食品と医薬品の相互作用と言い切っていますけれども、そういうものを念頭に置いた情報収集だということで、河村委員がおっしゃったように、基本的には食品と医薬品の組み合わせで重篤な被害が起きるという確率はすごく低いと思います。それに当たることはそういう稀な確率だと思いますが、ゼロではないということなので、こういうものをアプローチの端緒にするということですね。

だから、逆に言うと、こういうものがはっきりした事例については、碧海委員がおっしゃっていたように医薬品のほうから、例えば添付文書とかに明確に書いていただいて、それを薬剤師さんが見て、この薬が出された場合はこういう食品は避けたほうがいいですよ

血圧の薬とグレープフルーツとか、そういう形でどんどん情報提供していただければ。それはただ確定事例に至った話なので、この場合はだから、テーマが健康食品と薬品の相互作用を念頭に置いた調査ということのイメージですよ。そういう意味では……。

碧海委員　消費者のサイドでは、健康食品と医薬品には相互作用があるとか、食品と医薬品にも相互作用があるとか、一般論として聞かされても余り役に立たないんですよ。今おっしゃったように、降圧剤を飲んでいたらグレープフルーツジュースは飲んじゃいけませんというのは、降圧剤を飲んでいるものにはよくわかります。ただし、それでも、で

は1日じゅういつまでも飲んじゃいけないのとか、結構いろんな疑問はあるんです。やっぱり具体的な事例が出てきたときには、それを一つ一つ情報提供をしてもらいたいというのが、消費者サイドの反応だと思います。

牛島座長 どうもありがとうございました。

1つはテーマを相互作用についてだけではなくて、例えばそのための実態調査とか何とかを少し変えたほうが委員としては見やすいのかなと、考えやすいのかなとちょっと思ったりもしたんですけれども、いかがでしょうか。

河村委員、何か。いいですか。

テーマは今でなくていいですけれども、恐らく上の評価委員会に持ち上げることでいいかとは思って、その場合のテーマ等、何をやりたいとかを、今さっきおっしゃったようなことがよくわかるような文面で書いてもらったほうがいいのかなという気がしたんですけれども。

何かご意見ありますか。新井副参事。テーマを、もうちょっと先ほどおっしゃったような話がよくわかるようなテーマに少し変更するとか、文面も 文面は大体わかるんですけれども、その辺の検討をしていただければいいのかなと思ったんですけれども。

新井食品医薬品情報担当副参事 検討は当然いたしますし、題名の変更等は幾らでもできます。それから、いわゆる健康食品と医薬品との相互作用に視点を絞った調査を進めていくことを考えておりますので、評価委員会に上げる場合には、安全情報シートの形を変えたものを上げることができればいいと思っております。

奥澤食品医薬品安全担当部長 上げ方が 先ほど座長に言われたような 実態調査というテーマだと非常にわかりやすいんですが、そうすると逆にいわゆるこの情報選定専門委員会で上げた評価というのではなくて、多分、評価委員会のほうにその他の提案事項みたいな形で、議題検討という形で上げるような形になるかと思うんです。

ですから、その扱い方次第だと思うんですが、この選定委員会から親委員会で検討に値するテーマであるという形で上げていくというルールの中で上げるんだと、ちょっと実態調査というタイトルはなじまないんだろうと思います。ですから、それによってその上げていくやり方をまたちょっと検討させていただくような形になるかと思います。

牛島座長 検討していただいて。というのは、テーマ1のところでは「衛生学的実態調査」と書いてあるから、この言葉はこの言葉でいいのかなと思ったりもしていたんですけれども。

奥澤食品医薬品安全担当部長 多分、この1番目の「衛生学的実態調査」というのは、例の広域監視部のほうでやられた実態調査というレポートの情報という意味合いです。ですから、ちょっとニュアンスが違うかと思います。

牛島座長 いかがでしょうか。そうしたら少し練ってはいただくんですけども、東京都として取り扱う項目であろうかと思うし、よりいいものを、今までわからないものが出てくればと思うので、そういう点を見やると評価委員会のほうに持ち上げるということでもいいでしょうか。そこでまた検討していただくという形で。

(異議なし)

牛島座長 そういったことで、第1の議案は評価委員会、第2の議案はここでもう一度ということ、第3の議案テーマは持ち上げるという形で今考えておりますけれども、委員の方、皆さんのほうから何かご意見とかありますでしょうか。

特になければ事務局のサイドから要約をしていただいて、今後の予定なんかもお話ししていただければと思います。

新井食品医薬品情報担当副参事 それでは1番のテーマにつきましては、評価委員会のほうに上げさせていただきます。その上では、リスクというのがしっかり誤解がないようにということ念頭とした議論をいただくような形で上げていくということになります。

それから2番につきましては、このカフェインの問題についてはもうちょっとデータ等、知見がそろわないということですので、今回は見送りということになります。

それから3番目の健康食品と医薬品の相互作用というものにつきましては、調査をするような形で親委員会のほうには上げさせていただきますが、もうちょっとテーマその他、整理させていただいて、それで検討をしていただく形で上げていくことにしたいと思います。

牛島座長 どうもありがとうございました。

これで議事は終わったんですけども、そのほかに何か。この前新井副参事のほうからテーマが 今日3つあったんですけども もうちょっと多くないかとかおっしゃっていたんですけども、どうぞ、何かありましたら言ってください。

新井食品医薬品情報担当副参事 今日3題をテーマとして挙げさせていただいておりますが、情報選定専門委員会や評価委員会に上げるテーマについて、事務局でも一生懸命探しているところですが、なかなかこれだというものが見つからないこともありまして、また皆さんからも、もしふさわしいテーマや、あるいはこういうのを調査したらいいよとい

うようなアドバイスありましたら、いつでも構いませんので、情報提供いただければと思うんですが、よろしく願いいたします。

牛島座長 ありがとうございます。

そのほかに何かご意見ありますでしょうか。

河村委員 すみません、ささやかなことですが。

資料2 - 2の概要のところの言葉の使い方の問題ですけれども、下から8行目の「市販のコーヒーでは」と書いてあるんですが、これはデータのほうを見ると清涼飲料水のことのようなので、コーヒーではなくてコーヒー飲料。その次も紅茶でなくて紅茶飲料。日本茶も日本茶飲料と言っていたかかないと。その下に書いてあるコーヒーは、実際に抽出したものでコーヒーでいいんですけれども、やっぱり缶入りものとかはコーヒー飲料とかそういう呼び方をしていただいたほうがいいかと思います。

それからもう一つ、今お話を伺って十分理解できたんですけれども、資料2 - 3のところを最初読んだときにすごく違和感を感じまして。評価書を書いたんですけれども、今、私は評価書の判定の仕方を間違ったかなというのはこの会議の中で思ったんですけれども、やっぱりこれはほかの2つのものとは違って、情報がないから集めなきゃいけないということがわかるように、概要でも書いてくださっていただければそう感じるんですけれども、こういう相互作用がわかっていますよという感じで書かれてしまうと、ちょっとほかの情報設定とは違う意味合いだったので、やっぱりそういう情報収集が必要だということをもう少し書いて上げていただくほうが、選定委員会の意向としてもいいのではないかなと思います。

新井食品医薬品情報担当副参事 そのように直させていただこうと思います。

牛島座長 どうもありがとうございました。

では最後に、副参事のほうにお返しします。

新井食品医薬品情報担当副参事 長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

先ほど冒頭で資料の差しかえのお話でしたが、最初に言われました部分を直しまして、委員の皆様の方にはお送りしたいと思います。また、公表する資料につきましても、差しかえ後のものを公表させていただくように考えておりますので、ご了承のほどお願いしたいと思います。

また、これから情報評価委員会が7月29日に開催予定になっておりますが、そちらの

ほうに今日のテーマであります、デコレーションケーキのオーナメントのテーマと、それから3番目のまとめをもうちょっと直してということですが、医薬品との相互作用に関するものの2題について、評価委員会のほうに上げて検討いただく形で進めさせていただきたいと思います。

また、資料の訂正につきましては、委員の方にまたご意見いただくことがあろうかと思いますが、よろしくお願いたします。

長時間にわたりさまざまなお検討をいただきまして、ありがとうございました。

それでは本日の情報選定専門委員会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

午後3時38分